

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月17日
【会社名】	株式会社ニコン
【英訳名】	NIKON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役取締役社長 木村眞琴
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
【電話番号】	03(3214)5311(案内台)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 財務・経理本部長 橋爪規夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
【電話番号】	03(3214)5311(案内台)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 財務・経理本部長 橋爪規夫
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成24年9月21日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年9月29日
【発行登録書の有効期限】	平成26年9月28日
【発行登録番号】	24 - 関東174
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年7月17日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書を平成25年7月17日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成24年9月21日に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載の通り。